

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-43)

施策名	目標10-1放射性物質により汚染された廃棄物の処理			担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	作成責任者名	山本 昌宏
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。			政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処		
達成すべき目標	対策地域内廃棄物のうち、災害廃棄物については、平成26年3月末までの処理を目指す。指定廃棄物については、できるだけ速やかに処理を実施する。中間貯蔵施設については、仮置場への本格搬入開始から3年程度を目途として供用開始できるよう、施設整備を進めることを目指す		目標設定の考え方・根拠	対策地域内廃棄物処理計画、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」		政策評価実施予定時期	平成25年6月
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
1 災害廃棄物(対策地域内廃棄物)の処理・処分割合(%)	100	H25年度 ※空間線量率が特に高い地域を除く。	対策地域内廃棄物処理計画に基づき設定				
2 指定廃棄物の処理・処分割合(%)	100	—	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針				
3 中間貯蔵施設の供用開始	供用開始	H27年	「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」				
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)(百万円)		24年度当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等		
	22年度	23年度					
(1) 放射性物質汚染廃棄物処理事業(平成23年度)	—	45,148(1,281)	77,224	1	「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的として、対策地域内廃棄物及び焼却施設の焼却灰等の指定廃棄物を適切かつ迅速に処理する。		
(2) 中間貯蔵施設検討・整備事業(平成23年度)	—	1,051(495)	2,000	1	除染等に伴って大量に発生すると見込まれる除去土壌等や一定以上に汚染されている廃棄物を管理するための中間貯蔵施設の整備に向けた検討を進め、地形や地質、環境影響等に関する現地調査、中間貯蔵施設の設計に係る検討等を行う。		